

第198期 定時株主総会 招集ご通知



日時

2018年6月22日（金曜日）午前10時

場所

東京都墨田区錦糸一丁目2番2号
東武ホテルレバント東京 4階 錦

株主総会当日にご出席いただけない株主様へ

株主総会参考書類をご検討いただき、
郵送またはインターネットによる議決権
行使をお願いいたします。

議決権行使期限

2018年6月21日（木曜日）午後6時15分

目次

| | |
|--|---|
| ■ 第198期定時株主総会招集ご通知…… | 1 |
| ■ (ご参考) 議決権行使のご案内 …… | 3 |
| ■ 株主総会参考書類 …… | 4 |
| 第1号議案 剰余金の処分の件 | |
| 第2号議案 定款一部変更の件 | |
| 第3号議案 取締役9名選任の件 | |
| 第4号議案 買収防衛策のための 新株予約権無償割当ての 委任の件 | |

(添付書類)

| | |
|-------------|----|
| ■ 事業報告 …… | 33 |
| ■ 連結計算書類 …… | 55 |
| ■ 計算書類 …… | 57 |
| ■ 監査報告書 …… | 59 |

東武鉄道株式会社

(証券コード：9001)

(証券コード 9001)
2018年5月31日

株 主 各 位

(本店所在地)
東京都墨田区押上一丁目1番2号
(本社事務所)
東京都墨田区押上二丁目18番12号
東武鉄道株式会社
取締役社長 根 津 嘉 澄

第198期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第198期定時株主総会を下記により開催いたしますから、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、郵送またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3ページ記載の「(ご参考) 議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2018年6月21日(木曜日)午後6時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年6月22日(金曜日)午前10時
(午前8時45分に受付を開始いたします。)
2. 場 所 東京都墨田区錦糸一丁目2番2号
東武ホテルレバント東京 4階 錦
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

~~~~~  
・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、環境負荷低減のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第198期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第198期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 買収防衛策のための新株予約権無償割当ての委任の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 郵送とインターネットの両方で議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使とさせていただきます。
- (2) インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使とさせていただきます。

以上

- 
- ・事業報告の「会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第39条の規定にもとづき、当社ホームページ（<http://www.tobu.co.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ホームページに掲載の事項となります。
  - ・株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.tobu.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

## (ご参考) 議決権行使のご案内



### 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2018年6月21日（木曜日）午後6時15分までに到着するようご返送ください。



### インターネットによる議決権行使の場合

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトによりご利用いただくことができます。次の事項をご確認のうえ、2018年6月21日（木曜日）午後6時15分までに議案に対する賛否をご入力ください。

**【議決権行使ウェブサイト】 <https://www.web54.net>**

**(スマートフォン等で専用のQRコードを読み取ることで、簡単にログインできます。)**

- (1) スマートフォン等により議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取り、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、一度議決権を行使した後に行使内容の変更をされる場合は、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力ください。
- (2) パソコンにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (3) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。なお、パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (4) 株主様のインターネット利用環境によっては、インターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、ご了承ください。
- (5) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等はすべて株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先  
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
【電話】 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、長期にわたる経営基盤拡充のため、財務健全性を堅持し、業績と経営環境を総合的に勘案しながら、安定配当を継続することを基本方針として普通配当を実施しております。

当期の期末配当につきましては、将来の業績や事業展開を見据え、次のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金17円50銭

総額3,697,249,903円

(なお、当社は、2017年9月30日を基準日として1株あたり3円50銭の中間配当金をお支払いしております。また、2017年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を行っております。これにより、株式併合後に換算いたしますと、年間配当金は、1株につき中間配当金17円50銭を含め、合計35円となり、前期に比べ1株につき2円50銭の増配となります。)

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2018年6月25日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1 変更の理由

当社では、持続的成長と中長期的な企業価値の向上をはかるため、本年4月1日から執行役員制度を導入いたしました。執行役員制度の導入により、執行権限および執行責任の明確化をはかり、代表取締役の指揮監督のもと執行役員が業務執行を行う体制を構築するとともに、取締役会は経営の意思決定および業務執行の監督を主な役割とし、取締役会の機能強化をはかっております。これに伴い、現行定款第13条の一部を変更するものであります。

また、役付取締役につきましては、取締役会の招集権者および議長となり得る取締役会長ならびに最高経営責任者である取締役社長各1名を定めることができるものとし、現行定款第16条を変更するものであります。

### 2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の定員)<br/>第13条 本会社の取締役は、<u>20</u>名以内とする。</p> <p>(代表取締役)<br/>第16条 <u>取締役会の決議をもって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>2 <u>会社を代表する取締役は、取締役会長、取締役社長、取締役副社長および専務取締役とする。</u></p> | <p>(取締役の定員)<br/>第13条 本会社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)<br/>第16条 <u>会社を代表する取締役は、取締役会の決議をもって選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会の決議をもって、取締役会長1名および取締役社長1名を定めることができる。</u></p> |

### 第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（16名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社の株式の数 |
|-------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | ね づ よし ずみ<br>根 津 嘉 澄<br>(1951年10月26日生) | 1974年4月 当社入社<br>1988年4月 当社関連事業室部長<br>1990年5月 当社関連事業室長<br>1990年6月 当社取締役関連事業室長<br>1991年4月 当社常務取締役<br>1993年6月 当社代表取締役現在に至る<br>1993年6月 当社専務取締役<br>1995年6月 当社取締役副社長<br>1999年6月 当社取締役社長<br>2018年4月 当社取締役社長社長執行役員現在に至る<br><br>重要な兼職の状況<br>(株)松屋社外取締役<br>富国生命保険(相)社外監査役 | 400,100株    |
|       |                                        | (取締役候補者とした理由)<br>同氏は、グループ事業部門等の要職を歴任し当社グループの業務全般に精通しており、さらに当社取締役としての豊富な経営経験と幅広い見識を活かし職務を遂行しております。1999年からは、代表取締役社長として、強いリーダーシップのもと当社グループの経営を牽引し、経営基盤強化による企業価値向上を実現してまいりました。今後もさらなる企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。                                 |             |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                       | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社の株式の数 |
|-----------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 2         | つの だ けん いち<br>角 田 建 一<br>(1946年2月21日生) | 1968年4月 当社入社<br>1996年4月 当社総合企画室部長<br>1996年10月 当社総合企画室長<br>1999年4月 当社人事部長<br>1999年6月 当社取締役人事部長<br>2001年6月 当社常務取締役人事部長<br>2002年1月 当社常務取締役鉄道事業本部長<br>2006年4月 当社常務取締役<br>2007年6月 当社代表取締役現在に至る<br>2007年6月 当社専務取締役<br>2014年6月 当社取締役副社長<br>2018年4月 当社取締役副社長副社長執行役員<br>現在に至る<br>当社における担当<br>社務総括<br>監理部・ホテル事業戦略部・システム開発部・グループ事業部・総務法務部・広報部・財務部・資産管理部・調査室<br>(取締役候補者とした理由)<br>同氏は、鉄道事業部門、企業組織戦略部門、経営企画部門等の要職を歴任し当社グループの業務全般に精通しており、さらに当社取締役としての豊富な経営経験と幅広い見識を活かし職務を遂行しております。現在は企業価値向上に向け、当社グループ全体の最適性の観点から業務全般のとりまとめにおいてリーダーシップを発揮しております。今後もさらなる企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。 | 11,400株     |



| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社の株式の数 |
|-------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 3     | みわひろあき<br>三輪裕章<br>(1958年11月23日生) | 1981年4月 当社入社<br>2005年10月 当社鉄道事業本部計画管理部部長<br>2006年4月 当社人事部長<br>2011年6月 当社取締役人事部長<br>2015年6月 当社常務取締役生活サービス創造本部部長兼人事部長<br>2015年7月 当社常務取締役生活サービス創造本部部長<br>2016年4月 当社常務取締役<br>2017年6月 当社代表取締役現在に至る<br>2017年6月 当社専務取締役<br>2017年7月 当社専務取締役経営企画本部部長<br>2018年4月 当社専務取締役専務執行役員経営企画本部部長現在に至る<br>当社における担当<br>経営企画本部・人事部<br>重要な兼職の状況<br>一般財団法人東武博物館理事長<br>(取締役候補者とした理由)<br>同氏は、企業組織戦略部門、不動産事業部門等の要職を歴任し当社グループの業務全般に精通しており、さらに当社取締役としての豊富な経営経験と幅広い見識を活かし職務を遂行しております。現在は主に企業価値向上に向けた当社グループの経営戦略および企業組織戦略の立案、実現にリーダーシップを発揮しております。今後もさらなる企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。 | 4,500株      |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                         | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社の株式の数 |
|-----------|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 4         | せき ぐち こう いち<br>関 □ 幸 一<br>(1955年12月22日生) | 1978年4月 運輸省入省<br>2010年8月 国土交通省鉄道局次長<br>2011年8月 気象庁次長<br>2014年9月 当社入社経営企画部顧問<br>2015年6月 当社取締役鉄道事業本部副本部長<br>2017年6月 当社常務取締役鉄道事業本部副本部長<br>2017年7月 当社常務取締役鉄道事業本部副本部長兼経営企画本部副本部長<br>2018年4月 当社常務取締役常務執行役員鉄道事業本部副本部長兼経営企画本部副本部長現在に至る<br>当社における担当<br>鉄道事業本部・経営企画本部<br>(取締役候補者とした理由)<br>同氏は、交通政策における豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映するとともに、当社グループの業務全般に精通しており、さらに当社取締役としての豊富な経営経験を活かして職務を遂行しております。現在は主に企業価値向上に向けた鉄道事業戦略および当社グループの経営戦略の立案、実現にリーダーシップを発揮しております。今後もさらなる企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。 | 2,100株      |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式の数 |
|-------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 5     | おの であし あき<br>小野寺 敏 明<br>(1959年9月6日生) | 1982年4月 当社入社<br>2010年10月 当社総務部長兼調査室長<br>2013年7月 当社鉄道事業本部運輸部長兼鉄道乗務員養成所長<br>2015年6月 当社総務法務部長兼調査室長<br>2016年6月 当社取締役総務法務部長兼調査室長<br>2018年4月 当社取締役執行役員総務法務部長兼調査室長現在に至る<br>当社における担当<br>広報部<br>(取締役候補者とした理由)<br>同氏は、総務部門、鉄道事業部門等の要職を歴任し、さらに当社取締役としての豊富な経営経験と幅広い見識を活かし職務を遂行しております。現在は主に企業価値向上に向けた企業法務戦略および広報戦略の立案、実現にリーダーシップを発揮しております。今後もさらなる企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。 | 4,900株      |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                           | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社の株式の数 |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 6         | こ び や ま                      たかし<br>小 檜 山                              隆<br>(1961年12月10日生) | 1984年4月 当社入社<br>2009年7月 当社賃貸営業本部ビル事業部長<br>2010年4月 当社賃貸事業統括本部ビル事業部長<br>2012年7月 当社生活サービス創造本部ビル事業部長<br>2015年10月 当社広報部部長<br>2016年4月 当社広報部長<br>2017年6月 当社取締役広報部長<br>2018年2月 当社取締役ホテル事業戦略部長<br>2018年4月 当社取締役執行役員ホテル事業戦略部長現在に至る<br>当社における担当<br>ホテル事業戦略部・グループ事業部<br>(取締役候補者とした理由)<br>同氏は、不動産・賃貸事業部門、広報部門等の要職を歴任し、さらに当社取締役としての経営経験と幅広い見識を活かして、企業価値向上に向けたホテル事業戦略および当社グループの事業戦略の立案、実現にリーダーシップを発揮しております。今後もさらなる企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。 | 2,800株      |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社の株式の数 |
|-------|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 7     | やまもと つとむ<br>山本 勉<br>(1964年9月9日生) | 1989年4月 当社入社<br>2015年6月 当社財務部長<br>2017年6月 当社取締役財務部長<br>2018年4月 当社取締役執行役員財務部長現在に至る<br>当社における担当<br>システム開発部・グループ事業部・財務部・資産管理部<br>重要な兼職の状況<br>(株)東武ストア社外取締役<br><br>(取締役候補者とした理由)<br>同氏は、財務部門等の要職を歴任し、さらに当社取締役としての経営経験と幅広い見識を活かして、企業価値向上に向けた財務戦略の立案、実現や、グループ会社に対する監査およびその結果に対する改善指導にリーダーシップを発揮しております。今後もさらなる企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。 | 1,400株      |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                       | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社の株式の数 |
|-----------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 8         | しば た みつ よし<br>柴 田 光 義<br>(1953年11月5日生) | 1977年4月 古河電気工業(株)入社<br>2008年6月 同社執行役員<br>2009年6月 同社執行役員常務<br>2010年6月 同社取締役兼執行役員常務<br>2012年4月 同社代表取締役社長<br>2017年4月 同社取締役会長現在に至る<br>重要な兼職の状況<br>古河電気工業(株)取締役会長<br><br>(社外取締役候補者とした理由)<br>同氏は、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。今後は、同氏の有する経験や見識等を当社の経営に反映するとともに、経営陣から独立した立場にて客観的視点から業務執行に対する監督機能を果たしていただくことが、当社グループのさらなる企業価値向上に資すると判断したため、社外取締役候補者といたしました。また、当社では、独立性を客観的に判断する「社外役員の独立性の判断基準」により十分な独立性を有していると判断しております。(当社における「社外役員の独立性の判断基準」は15ページに記載のとおりであります。) | 0株          |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 9     | あん どう たか はる<br>安 藤 隆 春<br>(1949年8月31日生) | 1972年4月 警察庁入庁<br>1999年8月 警視庁公安部長<br>2004年8月 警察庁長官官房長<br>2009年6月 警察庁長官<br>重要な兼職の状況<br>(株)ニトリホールディングス社外取締役<br>(株)アミューズ社外取締役<br>(株)ゼンショーホールディングス社外取締役<br><br>(社外取締役候補者とした理由)<br>同氏は、警察庁長官をはじめ要職を歴任された豊富な経験や幅広い見識と、他の企業での社外取締役としての経験を有しております。今後は、同氏の有する経験や見識等を当社の経営に反映するとともに、経営陣から独立した立場にて客観的視点から業務執行に対する監督機能を果たしていただくことが、当社グループのさらなる企業価値向上に資すると判断したため、社外取締役候補者といたしました。<br>なお同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の社外取締役として経営全般に対して適切な監督・助言をいただけるものと判断しております。また、当社では、独立性を客観的に判断する「社外役員の独立性の判断基準」により十分な独立性を有していると判断しております。(当社における「社外役員の独立性の判断基準」は15ページに記載のとおりであります。) | 0株          |

- (注) 1. 三輪裕章氏は、一般財団法人東武博物館の理事長であり、当社は同法人に東武博物館の運営に係る業務の委託を行っております。
2. 柴田光義氏および安藤隆春氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する責任限定契約を締結する予定であります。
3. 柴田光義氏は、2018年6月28日にいすゞ自動車(株)社外取締役に、また、2018年7月3日に朝日生命保険(株)社外監査役に就任する予定です。
4. 柴田光義氏は、古河電気工業(株)の取締役に務めておりますが、同社およびその子会社は、2013年7月に、自動車用ワイヤーハーネス製品取引に係るカルテルに関し、欧州委員会より制裁金を科す決定を受けております。また、同社は、2013年12月には東京電力(株)が発注する送電線工事について公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受け、2014年1月には関西電力(株)が発注する同工事について独占禁止法に違反する行為があったとして公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受け、2014年4月には電力ケーブル事業に関し競争法違反行為があったとして欧州委員会より制裁金を科す決定を受け(なお、本決定に関しては、制裁金の取り消しまたは減額を求め欧州普通裁判所へ提訴しております。)、2014年8月には自動車部品取引に係るカルテルに関し中国独占禁止法違反により中国当局より制裁金を科す決定を受けております。同氏は、上記事

実の判明時までこれらを認識しておりませんでした。その後、コンプライアンスはあらゆる事業活動の前提であるとの認識のもと、社外有識者を中心とした第三者調査委員会による再発防止策提言を含む報告書にもとづき、法令遵守、企業倫理のさらなる徹底をはかるとともに、このような問題の発生を防止するための社内ルール、手続きの制定・改善や、法令遵守教育の徹底、内部監査部門によるモニタリングの強化など再発防止策を実施しております。また、こうした活動を継続することにより、コンプライアンスの徹底をはかっております。

5. 当社は、柴田光義氏および安藤隆春氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
6. 柴田光義氏および安藤隆春氏は、新任取締役候補者であります。

### **(ご参考) 社外役員の独立性の判断基準について**

当社では、社外役員（社外取締役および社外監査役）のうち、次に掲げる事項に該当しない者が独立性を有すると判断いたします。

- (1) 事業年度末において、当社の議決権総数の10%以上保有する主要株主、またはその業務執行者
- (2) 当社の借入先のうち、事業年度末において当社の資金調達につき代替性のない程度に依存している金融機関その他の大口債権者、またはその業務執行者
- (3) 当社の取引先のうち、事業年度末において、当該事業年度の連結営業収益の2%以上の支払いを当社から受けている者、またはその業務執行者
- (4) 当社の取引先のうち、当該取引先の事業年度末において、当該事業年度の連結営業収益の2%以上を当社に対し支払っている者、またはその業務執行者
- (5) 事業年度において、当社から年間1,000万円を超える寄付または助成を受けている者、またはその業務執行者
- (6) 事業年度において、当社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受けている弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等
- (7) 事業年度末において、当社から金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体のうち、当該金額が当該団体の事業年度における連結営業収益の2%を超える団体に属する者
- (8) 過去10年間ににおいて、当社および当社子会社の業務執行者であった者
- (9) 第1号から第7号までにおける事業年度とは過去3年以内に該当するものをいう。
- (10) 第1号から第8号までに該当する者が重要な職位にある場合において、その配偶者または二親等以内の親族



## 第4号議案 買収防衛策のための新株予約権無償割当ての委任の件

当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）につきましては、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびにお客様の信頼の基礎である輸送の安全の確保・向上を目的に、2015年6月26日開催の第195期定時株主総会によりご承認をいただきましたが、本総会終結の時をもって有効期間が満了となります。引き続き上記目的を達成するため、当社の経営環境や株主様からのご意見等を踏まえ、旧プランの更新について検討してまいりました結果、新株予約権の無償割当ての要件（発動要件）を限定した内容の買収防衛策（以下、今回ご提案する買収防衛策を「本プラン」といいます。）について、当社定款第12条に基づき、下記「3 本プランの内容」の要領で新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

### 1 新株予約権無償割当て委任決議を必要とする理由（本プラン導入の目的）

当社グループは、お客様の暮らしに密着した事業を通じて沿線地域の発展に貢献する企業グループとして、「運輸」、「レジャー」、「不動産」、「流通」等の事業を多角的、複合的に展開しており、この事業活動の根幹にあるものが「安全・安心」の提供であり、さらに、事業を通じて安定的に利益を創出しながら、環境にも配慮した経営を進め、お客様の生活を担う企業グループとして地域社会とともに持続的に発展することにより、企業の社会的責任を果たすことが重要であると認識しております。すべての事業における信頼の基礎である「安全・安心」を提供し続けるとともに、運輸事業を営む者としての公共的使命に関する基本的な考え方を今後も維持し続けることが、当社グループ全体の根幹をなすものと考えております。

さらに、活力に富んだ暮らしやすく訪れたい東武沿線の実現を目指す「東武グループ経営方針」のもと、将来に向けた持続的な成長を目指すべく、長期的な視点から「経営の基本的な方向性」等を示した「長期経営構想」と、これに基づく4か年の具体的な取組みを示した「中期経営計画」を策定いたしました。当社グループでは、中長期的な視点に立ったロードマップを描き、持続的な成長に向けた投資を積極的に推進するとともに、財務健全性を堅持しつつ、株主還元の一層の充実をはかることで、引き続き企業価値および株主共同の利益の確保・向上をはかってまいり所存であります。

以上のとおり、当社は、企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに運輸事業の安全性、公共性および利用者の利益の確保・向上に向けた取り組みを一層推進してまいります。が、昨今、わが国の株式市場等においては、買付の対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった事例も散見されております。

もとより、当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに運輸事業の安全性、公共性および利用者の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに運輸事業の安全性、公共性および利用者の利益の確保・向上に対する

明白な侵害をもたらすもの、株主様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主様が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに運輸事業の安全性、公共性および利用者の利益の確保・向上に資さない場合も想定されます。

当社では、継続的な企業価値および株主共同の利益の確保・向上のためには、経営の根底にある「安全・安心」を提供し続けることや運輸事業を営む者としての公共的使命に関する基本的な考え方を、今後も引き続き維持・推進していくとともに、中長期的な視点に立った経営を推進していくことが、不可欠であると考えます。

このような経営が、当社株式の大量買付を行う者により短期的な利益のみを追求するような経営に変わるようなことがあれば、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに運輸事業の安全性、公共性および利用者の利益の確保・向上は損なわれることとなります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する不適切な買付により企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに運輸事業の安全性、公共性および利用者の利益の確保・向上が毀損されることを防止するためには、買付に応じるべきか否かを株主様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、および株主様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とするための体制を、引き続き平時において整えておくことが必要不可欠との結論に達しました。

当社取締役会は、2015年6月26日開催の定時株主総会において、旧プランについて株主様のご承認をいただきましたが、旧プランは、本定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了となりますので、本定時株主総会においてご承認いただけることを条件に、下記「3 本プランの内容」のとおり平時の買収防衛策を引き続いて導入することを決定いたしました。

なお、現在、当社が具体的に上述のような不適切な買付等の脅威に直面している事実はありません。

## 2 本プランの概要

本プランの概要は、以下のとおりです。

### (1) 目的

本プランは、当社株式の大量買付行為が行われる場合に、株主様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保することなどにより、企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに運輸事業の安全性、公共性および利用者の利益の確保・向上を目的としています。

### (2) 手続の設定

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記(1)の目的を実現するために必要な手続を定めています。(その詳細については下記「3 (1) 本プランに係る手続」をご参照下さい。)

### (3) 新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

買取者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買取を行う場合や当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに運輸事業の安全性、公共性および利用者の利益の確保・向上に対する明白な侵害をもたらすおそれがあると認められる場合等（その要件の詳細については下記「3（2）本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。）には、当社は買取者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買取者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記「3（3）本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買取者等以外の株主様に当社株式が交付された場合には、買取者の有する当社の議決権割合は、無償割当て以前に比して最大50%まで希釈化される可能性があります。

#### (4) 独立委員会の利用

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員のみから構成される独立委員会（その詳細については下記「3（5）独立委員会の設置」をご参照下さい。）の客観的な判断を経るとともに、株主様への情報開示を通じて透明性を確保することとしています。

また、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合でも、本新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を経ることが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を諮ることの勧告を行い、当社取締役会は、実務面を含め株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、速やかに株主総会を開催し、本新株予約権による無償割当ての実施に関する議案を付議する旨の決議を行います。

### 3 本プランの内容

#### (1) 本プランに係る手続

##### ア 対象となる買付等

本プランは、下記①または②に該当する当社株券等の買付もしくはこれに類似する行為（以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととなります。

なお、独立委員会は、本プランに定める手続を遵守しない買付等であると認める場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

- ① 当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）およびその共同保有者（注3）の株券等保有割合（注4）が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株券等（注5）について、公開買付（注6）に係る株券等の株

券等所有割合（注7）およびその特別関係者（注8）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

（注1）金融商品取引法第27条の23第1項に定義するもの。

（注2）金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）

（注3）金融商品取引法第27条の23第5項に定義するもの。同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。

（注4）金融商品取引法第27条の23第4項に定義するもの。

（注5）金融商品取引法第27条の2第1項に定義するもの。

（注6）金融商品取引法第27条の2第6項に定義するもの。

（注7）金融商品取引法第27条の2第8項に定義するもの。

（注8）金融商品取引法第27条の2第7項に定義するもの。（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。

#### イ 買付者等に対する情報提供の要求

買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

当社取締役会は、上記買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供します。

独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、回答期限（60日を上限とします。）を定め、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

- ① 買付者等およびそのグループ（共同保有者（注9）、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、経歴または沿革、事業内容、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性等を含みます。）
- ③ 買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡が存する場合にはその内容
- ④ 買付等の価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および買付等に係る一連の取引により生じることが予想される内容（そのう

ち他の株主に対して分配される内容を含みます。) およびその算定根拠等を含みます。)

- ⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策および資産活用策等（運輸事業における運輸政策、安全管理政策、投資政策、運賃政策等を含みます。）
- ⑦ 買付等の後における当社事業の安全対策の内容・計画、安全対策投資の金額、安全管理規程の案文、安全統括管理者に就任予定の者の氏名・略歴・安全性に関する意見等
- ⑧ 買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇・対応方針
- ⑨ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑩ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(注9) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認める場合には、引き続き買付説明書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記工①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

#### ウ 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

##### ① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに運輸事業の安全性、公共性および利用者の利益の確保・向上という観点から、買付者等から買付説明書および独立委員会から追加的に提出を求められた情報が提出された場合、当社取締役会の経営計画・事業計画等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、合理的な回答期限（原則として30日を上限とします。）を定め、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）およびその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するように要求することができます。この場合、当社取締役会は、上記意見および代替案を独立委員会に提示するものとします。

##### ② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等の情報、および当社取締役会に対して上記のとおり情報の提供を要求した場合にはその情報を受領してから原則として買付の対価が円貨の場合最長60日間、それ以外の買付等の場合は最長90日間が経過するまでに（ただし、下

記エ③に記載する場合には、独立委員会は当該期間を最長30日まで延長することができるものとします。) (以下「独立委員会検討期間」といいます。)、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討および当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに運輸事業の安全性、公共性および利用者の利益の確保・向上という観点から、当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または当社取締役会等を通じて当該買付者等と買付条件の改善等について協議・交渉等を行い、または当社取締役会の提示する代替案の株主様に対する提示等を行うことができるものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに運輸事業の安全性、公共性および利用者の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

また、買付者等は、独立委員会が、直接または当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

### ③ 情報開示

当社は、買付者等から買付説明書が提出された旨、独立委員会の検討期間が開始した旨、および本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で速やかに株主様に対する情報開示を行います。

## エ 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が現れた場合には、上記ウに従い検討を行ったうえで、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

独立委員会が当社取締役会に対して下記①ないし③に従った勧告等を行った場合には、独立委員会は、当該勧告等の概要その他独立委員会が適切と判断する事項（下記③に従い独立委員会の検討期間の延長を行う場合には、当該延長の期間およびその理由の概要を含みます。）について、当社取締役会を通じて速やかに情報開示を行います。

### ① 本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、または、買付者等の買付等の内容の検討、買付者との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記「(2) 本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、

以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の行使期間が開始するまでの間は、無償割当ての効力発生前においては本新株予約権の無償割当てを中止し、また、無償割当ての効力発生後においては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができますものとします。

I 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

II 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記「(2) 本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合でも、本新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を経ることが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を諮ることの勧告を行います。

② 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉・代替案の検討等の結果、買付者等による買付等が下記「(2) 本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、上記①の本プランの発動を勧告する場合に該当することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告（株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を諮ることの勧告を含みます。）を行うに至らない場合には、独立委員会は当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との協議・交渉・代替案の検討等に必要とされる範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。ただし、この延長は最長30日間とします。

上記決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集・検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告（株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を諮ることの勧告を含みます。）を行います。

オ 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当て

の実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとしします。

ただし、当社取締役会は、独立委員会から、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を諮ることの勧告を受けた場合には、実務面を含め株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、速やかに株主総会を招集し、本新株予約権による無償割当ての実施に関する議案を付議する旨決議するものとしします。そして、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は、株主総会における決議を経て、本新株予約権の無償割当てに必要な手続きを遂行するものとしします。(当該株主総会において、本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を、当社取締役会に委任する旨の決議がなされた場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関する取締役会決議を行うものとしします。) 一方、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うものとしします。

当社取締役会は、上記各取締役会決議を行った場合または上記株主総会決議が行われた場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

なお、買付者等は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとしします。

## (2) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による行為等が下記のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記「(1) 本プランに係る手続 オ」に記載される当社取締役会の決議または株主総会の決議を経て、本新株予約権の無償割当てを実施します。

なお、上記「(1) 本プランに係る手続 エ」のとおり、独立委員会が下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについて検討し、実施もしくは不実施の勧告（株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を諮ることの勧告を含みます。）を必ず行い、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して決定します。

- ① 当社の経営に参加する意思がなく、当社の株券等を買占めることにより株価を吊り上げて、当社の株券等を当社関係者に高値で引き取らせる目的の買付等である場合
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の資産等を廉価に当該買付者等またはそのグループ会社等に移転させる等当社の犠牲のもとに買付者等の利益を実現する経営を行う目的の買付等である場合
- ③ 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的の買付等である場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当させるか、あるいはかかる一時的配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等を高値で売り抜ける目的の買付等である場合



⑤ 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。）等株主様に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

### (3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

#### ア 新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会または株主総会の決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数の本新株予約権を割り当てます。

#### イ 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権の無償割当てを実施します。

#### ウ 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

#### エ 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

#### オ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

#### カ 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記ケ②のとおり、当社による本新株予約権の取得がなされる場合には、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

#### キ 本新株予約権の行使条件

(I) 特定大量保有者（注10）、(II) 特定大量保有者の共同保有者および特別関係者、

(Ⅲ) 特定大量買付者（注11）、(Ⅳ) 特定大量買付者の共同保有者および特別関係者、もしくは、(Ⅴ) 上記 (Ⅰ) ないし (Ⅳ) 記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(Ⅵ) 上記 (Ⅰ) ないし (Ⅴ) に該当する者の関連者（注12）（以下「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません。（ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も、下記ケのとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）

(注10) 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等所有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに運輸事業の安全性、公共性および利用者の利益の確保・向上に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、いつでもこれを認めることができるものとします。また、一定の条件のもとに当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに運輸事業の安全性、公共性および利用者の利益の確保・向上に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限り。）その他本新株予約権無償割当て決議において別途定める所定の者は、特定大量所有者に該当しないものとします。

(注11) 原則として、公開買付によって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義するもの。）の買付等（同法第27条の2第1項に定義するもの。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益の確保・向上に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、いつでもこれを認めることができるものとします。ただし、一定の条件の下に当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限り。）その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。

(注12) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支

配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義するもの。)をいいます。

ク 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

ケ 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとします。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち、非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において定めるものとします。

コ 合併(合併により当社が消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において、別途定めます。

サ 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

シ 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、2018年5月17日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(4) 本プランの導入手続

本プランの導入については、当社定款第12条(注13)に基づき、本定時株主総会において、本プランに記載した条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任する旨の議案を付議し、株主様のご承認をいただくことを条件といたします。

(注13) 当社定款第12条「当社は、新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づ

＜取締役会の決議により決定する。＞

#### (5) 独立委員会の設置

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。

本プランの導入当初における独立委員会の委員は、当社および当社経営陣からの独立性の高い当社の社外取締役2名および有識者1名から構成される予定です。(本プラン導入当初における独立委員会の委員は、後記「独立委員会委員の氏名および略歴」のとおりです。)

実際に買付等がなされる場合には、上記「(1) 本プランに係る手続」に記載したとおり、独立委員会が、当該買付等が当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに運輸事業の安全性、公共性および利用者の利益の確保・向上を毀損する否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施を勧告し、(独立委員会が本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合でも、株主総会の決議を経ることが相当であると判断した場合には、株主総会を招集し本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を諮ることを勧告します。) 当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の決議を行うこととします。

#### (6) 本プランの有効期間、廃止および変更

上記「(4) 本プランの導入手続」の株主総会決議による、本プランにおける本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間(以下「有効期間」といいます。)は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランの修正または変更の必要がある場合(金融商品取引法その他の法令、証券取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、株主様に不利益を与えない場合等を含みます。)には、上記「(4) 本プランの導入手続」の株主総会決議による委任の趣旨に反しない範囲で、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実および(修正・変更の場合には)修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

### 4 本プランの合理性

#### (1) 買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足し、かつ、2008年6月30日付の企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

(2) 株主意思を重視するものであること

上記「3 (4) 本プランの導入手続」に記載したとおり、本プランは、当社株主総会において本プランに係る委任決議がなされることにより導入されます。

また、上記「3 (6) 本プランの有効期間、廃止および変更」にて記載したとおり、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主様のご意向が反映されることとなっております。

また、当社は取締役の任期を1年としており、定時株主総会における取締役選任を通じて、本プランを廃止するか否かについての株主様の意思を確認できるようにしております。

さらに、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合でも、本新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を経ることが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を諮ることの勧告を行うこととなっており、当社取締役会は、実務面を含め株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、速やかに株主総会を招集し、本新株予約権による無償割当ての実施に関する議案を付議する旨決議することで、必要に応じて株主様の意思を直接確認することができる仕組みになっています。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

上記「3 (5) 独立委員会の設置」に記載したとおり、本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員のみから構成される独立委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに運輸事業の安全性、公共性および利用者の利益の確保・向上に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記「3 (1) 本プランに係る手続 エ」および上記「3 (2) 本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(5) 第三者専門家の意見の取得

上記「3 (1) 本プランに係る手続 ウ ②」にて記載したとおり、買付者等が出現すると、

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(6) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記「3 (6) 本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役により構成される取締役会により、これを廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社においては、取締役の任期を1年としており、取締役の期差任期制は採用されていませんので、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

## 5 株主様への影響

(1) 本プランの導入時に株主様および投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を取締役会に対して委任していただいているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主様および投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主様および投資家の皆様に与える影響

ア 本新株予約権の無償割当ての手續および名義書換手續

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社取締役会は、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。割当対象株主は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手續等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記「3 (1) 本プランに係る手續 エ ①」但書に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、無償割当ての効力発生前においては本新株予約権の無償割当てを中止し、または、無償割当ての効力発生後においては本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

イ 本新株予約権の行使の手續

当社は、割当対象株主に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項ならびに株主様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。

本新株予約権の無償割当て後、株主様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出したうえ、原則として、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

仮に、株主様が、こうした本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主様による本新株予約権の行使により、その所有する当社株式が希釈化することになります。

ただし、当社は、下記ウに記載するところに従って非適格者以外の株主様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の取った場合、非適格者以外の株主様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

#### ウ 当社による本新株予約権の取得の取

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手續に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することとなります。なお、この場合、かかる株主様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式をご提出いただくことがあります。

エ 上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

## 6 独立委員会の概要

- (1) 独立委員会は当社取締役会の決議により設置されます。
- (2) 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、①当社社外取締役・社外監査役または②社外有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任します。ただし、社外有識者は、会社経営者、投資銀行業務に精通する者、官

庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する契約を当社との間で締結した者としてします。

- (3) 独立委員会は、独立委員会規程に従い、本プランが独立委員会の職務として定める職務を行います。また、独立委員会の各委員は、かかる職務の遂行にあたっては、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに運輸事業の安全性、公共性および利用者の利益の確保・向上に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益をはかることを目的としてはならないものとしてします。
- (4) 独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでないものとしてします。
- (5) 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行います。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができるものとしてします。
- (6) 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができるものとしてします。
- (7) 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとしてします。



(独立委員会委員の氏名および略歴)  
本プラン導入当初の独立委員会の委員には、次の3名を予定しております。

柴田 光義 (しばた みつよし)

【略歴】

1953年11月 生まれ  
1977年 4月 古河電気工業(株)入社  
2008年 6月 同社執行役員  
2009年 6月 同社執行役員常務  
2010年 6月 同社取締役兼執行役員常務  
2012年 4月 同社代表取締役社長  
2017年 4月 同社取締役会長 (現)  
2018年 6月 当社社外取締役 (予定)

安藤 隆春 (あんどう たかはる)

【略歴】

1949年 8月 生まれ  
1972年 4月 警察庁入庁  
1999年 8月 警視庁公安部長  
2004年 8月 警察庁長官官房長  
2009年 6月 警察庁長官  
2018年 6月 当社社外取締役 (予定)

松井 巖 (まつい がん)

【略歴】

1953年12月 生まれ  
1980年 4月 東京地方検察庁検事任官  
2007年10月 大津地方検察庁 検事正  
2012年 6月 最高検察庁 刑事部長  
2014年 1月 横浜地方検察庁 検事正  
2015年 1月 福岡高等検察庁 検事長  
2016年11月 弁護士登録

以 上

## (添付書類)

# 事業報告

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、企業収益や雇用情勢に改善が見られ、景気は緩やかな回復基調にありましたが、個人消費や住宅建設に力強さが見られないなど、先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような情勢下にあります。当社グループでは、グループの新たな成長へ向けて、長期的な視点から「経営の基本的な方向性」等を示した「長期経営構想」と、これにもとづく4か年の具体的な取組みを示した「中期経営計画」を策定いたしました。本計画にもとづき、当社グループの持続的な成長に向けた投資を積極的に推進するとともに、財務健全性を堅持しつつ、株主還元の一層の充実をはかってまいりました。

当期の連結業績は、営業収益は5,695億19百万円（前期比0.1%増）、営業利益は666億45百万円（前期比2.5%減）、経常利益は622億86百万円（前期比0.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は360億25百万円（前期比0.3%減）となりました。

次に各事業の概況についてご報告申し上げます。

### 運輸事業

鉄道業におきまして、当社では、安全を最優先に、より多くのお客様にご利用いただけるよう、様々な取組みを進めております。

安全面では、竹ノ塚駅付近、清水公園～梅郷間およびとうきょうスカイツリー駅付近の高架化工事を進めたほか、ホーム上の安全対策として、川越駅においてホームドア（可動式ホーム柵）の使用を3月より開始するとともに、池袋駅においても工事を進め、2018年4月よりホームドアの使用を開始いたしました。さらに、特にご利用者数が多い区間および1日のご利用者数が5万人以上の全駅（すでに設置済みの駅を含め計40駅）にホームドアを設置する方針を決定いたしました。また、大規模災害に備えた駅舎等の耐震補強工事を進めたほか、沿線の消防と連携した異常時総合訓練等、従業員に対し安全に関する様々な教育を継続して実施いたしました。

営業面では、新型特急「リバティ」の運行開始や、特急「りょうもう」号を全列車久喜駅停車としたこと等により、特急列車の利便性を高め、より多くのお客様にご利用いただき増収をはかりました。また、鉄道会社8社および沿線地域など関係各所にご支援・ご協力いただきS L「大樹」の営業運転を開始したほか、新駅「東武ワールドスクウェア」の開業により、日光・鬼怒川エリアにおいて、新たな交流人口を創出するとともに、回遊性を高めることで、同エリアのさらなる活性化と増収をはかりました。さらに、東京都と連携し、浅草・

東京スカイツリーエリアの賑わいの創出と回遊性の向上を目的として、東武スカイツリーライン隅田川橋梁のライトアップを開始いたしました。また、訪日外国人観光客のさらなる増加を想定し、受け入れ体制を強化するため、従業員を対象とした英語教育の継続実施、各駅における「多言語電話通訳サービス」の新たな導入、池袋駅の「東武ツーリストインフォメーションセンター池袋」および東武日光駅の「日光コンシェルジュ」の新設をそれぞれ行ったほか、浅草駅等において8言語に対応した新型自動券売機を導入いたしました。

なお、2016年5月に東上線中板橋駅～大山駅間において発生した列車脱線事故につきましては、第三者機関による調査協力のもと、2017年10月に調査結果にもとづく再発防止策を講じております。また、2018年1月に公表されました運輸安全委員会の鉄道事故調査報告書の内容を真摯に受け止め、再発防止策を確実に実施し、より安全な鉄道を目指してまいります。

バス・タクシー業におきまして、東武バスセントラル(株)では、(株)はとバスと共同で「東京駅～日光・鬼怒川定期観光コース（S L『大樹』乗車コース）」を新設したほか、東武バス日光(株)では、京浜急行バス(株)と共同で空港連絡バス「鬼怒川温泉・日光～羽田空港・横浜線」の運行を開始し、それぞれ日光・鬼怒川エリアへの誘客に努めました。

運輸事業全体としては、貨物運送業において経営の効率化と収益力の強化を目的に事業の一部を譲渡した一方、鉄道業においてダイヤ改正により特急ご利用のお客様が増加したこと等により、営業収益は2,158億2百万円（前期比0.2%減）、営業利益は411億67百万円（前期比1.2%増）となりました。

## レジャー事業

スカイツリー業におきまして、「東京スカイツリー」では、新ライティング「幟（のぼり）」の点灯開始に加え、人気アニメ「進撃の巨人」や華やかな舞台で多くの人々を魅了してきた「宝塚歌劇」とタイアップした企画の開催等により、話題性の向上による幅広い層への誘客をはかりました。また、東海道新幹線と展望台入場券等のパッケージ旅行商品を展開し、関西・東海地区からの一層の来場促進をはかりました。

ホテル業におきまして、「東武ホテルレバント東京」等では、客室の改修や海外オンライン旅行会社への営業強化により、外国人宿泊客のさらなる取り込みをはかりました。また、2020年の開業に向けて、当社の重点エリアである日光においては国内外富裕層をターゲットとした「ザ・リッツ・カールトン日光」の、同じく重点エリアである銀座においては外国人宿泊客をターゲットとした「ACホテル・バイ・マリオット東京銀座」の建設工事にそれぞれ着手するとともに、観光とビジネスの両ニーズを併せ持つ浅草および川越においては宿泊主体型ホテルの開業計画を決定いたしました。

旅行業におきまして、東武トップツアーズ(株)では、スポーツに関するマーケティング会社ニールセン スポーツ ジャパン(株)と業務提携を行いました。これにより、2020年に向けたスポーツ大会の盛り上げに関する事業の実施や、2021年以降を見据えた、スポーツ観戦等を主な目的とした観光旅行に関する営業施策を推進してまいります。

遊園地・観光業におきまして、「東武動物公園」では、人気アニメとコラボレーションした様々な企画を実施したほか、「東武ワールドスクウェア」では、建造物や台湾ランタンをライトアップさせた「イルミネーションin東武ワールドスクウェア」を開催し、それぞれ誘客に努めました。

レジャー事業全体としては、営業収益は786億20百万円（前期比2.4%増）、営業利益は69億7百万円（前期比1.7%増）となりました。

### 不動産事業

スカイツリータウン業におきまして、「東京ソラマチ」では、テレビCMをはじめとした積極的な広告宣伝の展開や季節に応じた各種イベントの開催等によりさらなる誘客をはかりました。また、ファッションフロアのリニューアルや、外国人観光客の利便性向上を目的に、複数店舗におけるお買い上げ金額を合算して免税手続きをすることができる一括免税カウンター「TAX REFUND COUNTER（タックス リファンド カウンター）」をオープンするなど、増収に向けた施設の魅力向上をはかりました。

不動産賃貸業におきまして、当社では、当社沿線最大規模となる駅ナカ商業施設「EQUIA（エキア）北千住」等をオープンし、安定的な収益確保および沿線価値の向上をはかりました。また、沿線の定住人口増加と当社の住宅事業のブランドである「ソライエ」の認知度向上を目的に、賃貸マンションの新ブランド「Solaie l'll（ソライエ アイル）」を立ちあげるとともに、若い世代の当社沿線への移住促進を目的に、当社が保有する賃貸マンションを「Solaie l'll 下赤塚」としてリニューアルし、賃貸を開始いたしました。また、新たに賃貸マンションを取得し、恒常的な収益の確保をはかりました。さらに、子育て世代のご家族が住みやすい環境を整備するため、北千住駅や曳舟駅周辺に保育所を開設するとともに、首都圏内3か所でサテライトオフィスを開設いたしました。

不動産分譲業におきまして、当社では、沿線価値向上と沿線定住人口増加を目的として、「ソライエ船橋塚田」（船橋市北本町）等の分譲マンションや、分譲戸建住宅「ソライエ清水公園アーバンパークタウン」（野田市清水公園東）を販売いたしました。

不動産事業全体としては、マンション販売戸数の縮小等により、営業収益は536億49百万円（前期比3.9%減）、営業利益は126億37百万円（前期比12.2%減）となりました。

### 流通事業

流通業におきまして、(株)東武百貨店では、池袋店において「ニトリ東武池袋店」を、船橋店において「ビックカメラ船橋東武店」をそれぞれ誘致し、品揃えの幅を広げることで、お客様の来店機会の創出に努めました。また、(株)東武宇都宮百貨店では、宇都宮店において、和洋菓子売場を「和洋菓子スイーツテラス」としてリニューアルし、地元で人気の洋菓子店や東日本初・北関東初出店となる話題性の高い和洋菓子店等を誘致することで、新規顧客の獲得をはかりました。東武商事(株)では、北千住駅をはじめ4か所でコンビニエンスストアをオープンし、増収に努めました。

流通事業全体としては、経営の効率化を目的に、(株)東武百貨店における売場の一部賃貸化実施や経費の低減に努めたこと等により、営業収益は1,928億8百万円（前期比1.1%減）、営業利益は22億9百万円（前期比16.4%増）となりました。

### その他事業

建設業におきまして、東武建設(株)では、宇都宮市においてマンションの建設工事を、東武谷内田建設(株)では、嵐山町において公共施設の建設工事を、東武緑地(株)では、久喜市においてマンションの造園工事をそれぞれ完成させました。

そのほか、東武ビルマネジメント(株)では、港区においてオフィスビルの設備管理業務を受注するなど、増収に努めました。

その他事業全体としては、営業収益は968億96百万円（前期比2.5%増）となり、営業利益につきましては、建設業における原材料費等の上昇により49億2百万円（前期比20.9%減）となりました。

## (2) 設備投資等の状況

当期中に実施した主な設備投資は、次のとおりであります。

### ① 完成した主な工事等

| 事業内容  |        | 会社名 | 設備投資の内容                                   |
|-------|--------|-----|-------------------------------------------|
| 運輸事業  | 鉄道業    | 当社  | 70000系49両新造<br>S L復活運転に向けた施設整備            |
| 不動産事業 | 不動産賃貸業 | 当社  | 大阪府中央区平野町四丁目の土地の取得<br>墨田区業平五丁目の土地および建物の取得 |

### ② 施行中の主な工事等

| 事業内容   |      | 会社名 | 設備投資の内容                                                    |
|--------|------|-----|------------------------------------------------------------|
| 運輸事業   | 鉄道業  | 当社  | 竹ノ塚駅付近高架化<br>清水公園～梅郷間高架化<br>とうきょうスカイツリー駅付近高架化<br>六実～逆井間複線化 |
| レジャー事業 | ホテル業 | 当社  | ザ・リッツ・カールトン日光建設<br>A Cホテル・バイ・マリオット東京銀座建設                   |

### (3) 資金調達の様況

当社では、(株)日本政策投資銀行からの140億円をはじめ所要の借入をするとともに、次のとおり社債を発行いたしました。

| 銘柄         | 発行日        | 発行総額  | 満期日        |
|------------|------------|-------|------------|
| 第115回無担保社債 | 2017年5月31日 | 25億円  | 2022年5月31日 |
| 第116回無担保社債 | 2017年9月12日 | 100億円 | 2037年9月11日 |
| 第117回無担保社債 | 2018年1月31日 | 100億円 | 2021年1月29日 |
| 第118回無担保社債 | 2018年3月30日 | 5億円   | 2023年3月31日 |

当社グループの当期末における借入金および社債の残高は7,661億65百万円となり、前期末に比べて28億14百万円の減少となりました。

### (4) 対処すべき課題

経済情勢は、設備投資や雇用情勢の改善が続くなど、緩やかな回復基調ではありますが、住宅建設における弱含み、海外諸国における政策の動向およびその影響等、一部に先行き不透明な状況があります。

このような情勢の中、当社グループは社会インフラのひとつである鉄道事業を中心に沿線のお客様の生活を支え、地域のさらなる発展に全力を尽くしてまいります。

当社グループは、これまで鉄道事業や各事業を通じ、街と街、人と街、鉄道ネットワークを活用した相互直通運転、そして各社の協力を得たS L復活運転プロジェクト等、たくさんの「つなぐ」で沿線発展の一端を担ってまいりました。これからも「つなぐ」を「惹きつける力」と「稼ぐ力」へと進化させ、定住人口の増加と交流人口の拡大による地域の活性化と沿線の価値向上を目指してまいります。

昨年度策定した「東武グループ中期経営計画2017～2020」を当社グループが新たな成長へ舵を切る転換期ととらえており、持続的な成長への投資や将来に向けた新たな収益源の開拓を引き続き積極的に推進するとともに、財務健全性を堅持しつつ、株主還元の一層の充実をはかり、企業価値の向上につなげてまいります。

2018年度においては、鉄道事業における新型通勤車両の新造、東武アーバンパークラインの複線化工事の推進等の利便性向上のほか、ホームドア設置、連続立体交差事業の推進等の安全投資を実施いたします。また、これまで行ってきた住宅開発に加え、子育て支援や住み替え支援、就業支援等の生活支援事業の充実により、多くの人を惹きつける、「住みたい・住み続けたい沿線づくり」に向けた取組みを実施してまいります。さらに、ターミナル駅や主要駅における駅ビル建設や商業施設の大規模なりニューアル工事を推進し、駅の拠点性を高め、沿線開発を深耕することにより、豊かな沿線生活環境の整備をはかってまいります。2020年に向けて今後さらなる増加が見込まれるインバウンドについては、引き続き情報発信や受け入れ体制をグループ全体で強化し、収益の拡大に努めるとともに、観光・ビジネス需要に応える新規ホテルの建設等を実施してまいります。

当社グループは、「奉仕」「進取」「和親」を「東武グループ経営理念」として掲げ、安全・安心を根幹に、活力に富んだ暮らしやすく訪れたい東武沿線の実現を目指す「東武グループ経営方針」のもと、さらなる企業価値向上へ向け、総力をあげて取り組んでまいりますので、株主の皆様には、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### 【東武グループ経営理念】

東武グループでは、「奉仕」「進取」「和親」を経営の拠り所としています。

- 「奉仕」 東武グループは、東武グループの全ての事業が社会に支えられていることを深く自覚し、豊かな社会の実現に貢献します。
- 「進取」 東武グループは、現状に甘んじることなく、常に研鑽に励み、時代を切り開く開拓者精神をもって新たな挑戦を続けます。
- 「和親」 東武グループは、人の和や環境との調和をもとに事業の発展と従業員の幸福を図り、社会の進展に寄与します。

### 【東武グループ経営方針】

お客様の暮らしに密着した事業を通じて沿線地域の発展に貢献する企業グループとして、安全・安心を根幹に「運輸」「レジャー」「不動産」「流通」等の事業を多角的、複合的に展開します。

お客様の視点に立ち、質の高い先進性や独創性あふれるサービスを提供し、活力に富んだ暮らしやすく訪れたい東武沿線の実現を目指します。

事業を通じて安定的に利益を創出しながら、環境にも配慮した経営を進め、お客様の生活を担う企業グループとして地域社会とともに持続的に発展することにより、企業の社会的責任を果たします。

## (5) 財産および損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産および損益の状況

| 区 分                    | 第 195 期<br>(2014年度) | 第 196 期<br>(2015年度) | 第 197 期<br>(2016年度) | 第 198 期<br>(2017年度)<br>(当 期) |
|------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|------------------------------|
| 営 業 収 益<br>百万円         | 583,268             | 574,334             | 568,887             | 569,519                      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益<br>百万円 | 30,653              | 27,277              | 36,137              | 36,025                       |
| 1株当たり当期純利益<br>円        | 28.70               | 25.54               | 33.76               | 168.87                       |
| 総 資 産<br>百万円           | 1,596,725           | 1,592,475           | 1,597,733           | 1,619,264                    |
| 純 資 産<br>百万円           | 394,826             | 411,282             | 442,772             | 460,582                      |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準（企業会計基準第2号）」および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第4号）」にもとづき、親会社株主に帰属する当期純利益を期中平均発行済株式の総数（自己株式を控除）で除して算出しております。
2. 当社は、2017年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を行っておりますが、第198期（2017年度）の1株当たり当期純利益は、期首に当該株式併合が行われたものと仮定して算出しております。

### ② 当社の財産および損益の状況

| 区 分              | 第 195 期<br>(2014年度) | 第 196 期<br>(2015年度) | 第 197 期<br>(2016年度) | 第 198 期<br>(2017年度)<br>(当 期) |
|------------------|---------------------|---------------------|---------------------|------------------------------|
| 営 業 収 益<br>百万円   | 221,825             | 222,617             | 223,761             | 222,356                      |
| 当 期 純 利 益<br>百万円 | 20,010              | 22,361              | 28,771              | 23,102                       |
| 1株当たり当期純利益<br>円  | 18.74               | 20.94               | 26.88               | 108.30                       |
| 総 資 産<br>百万円     | 1,477,008           | 1,472,169           | 1,487,353           | 1,513,010                    |
| 純 資 産<br>百万円     | 318,699             | 329,981             | 355,220             | 364,933                      |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準（企業会計基準第2号）」および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第4号）」にもとづき、当期純利益を期中平均発行済株式の総数（自己株式を控除）で除して算出しております。
2. 当社は、2017年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を行っておりますが、第198期（2017年度）の1株当たり当期純利益は、期首に当該株式併合が行われたものと仮定して算出しております。



## (6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会社名              | 資本金<br>百万円 | 当社の議決権比率<br>%  | 主要な事業内容         |
|------------------|------------|----------------|-----------------|
| 東武タワースカイツリー株式会社  | 17,225     | 92.4           | 電波塔・観光施設業       |
| 東武トップツアーズ株式会社    | 3,000      | (100.0)<br>0.0 | 旅行業             |
| 東武建設株式会社         | 1,091      | 99.1           | 総合建設業           |
| 東武運輸株式会社         | 294        | 94.9           | 貨物自動車運送業        |
| 株式会社東武ホテルマネジメント  | 280        | 100.0          | ホテル業            |
| 東武谷内田建設株式会社      | 90         | (60.0)<br>50.0 | 総合建設業           |
| 東武ビルマネジメント株式会社   | 80         | 100.0          | 建物管理業           |
| 株式会社東武百貨店        | 50         | 100.0          | 百貨店業            |
| 株式会社東武宇都宮百貨店     | 50         | 100.0          | 百貨店業            |
| 東武ステーションサービス株式会社 | 25         | 100.0          | 駅業務の受託管理業       |
| 東武商事株式会社         | 10         | 100.0          | 駅売店・コンビニエンスストア業 |
| 株式会社東武エナジーサポート   | 10         | 100.0          | 石油卸売業           |

(注) 1. ( ) 内の数字は、当社の子会社の議決権を含めた比率であります。  
2. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

- ③ 重要な関連会社の状況

| 会社名       | 資本金<br>百万円 | 当社の議決権比率<br>%  | 主要な事業内容 |
|-----------|------------|----------------|---------|
| 株式会社東武ストア | 9,022      | (29.5)<br>29.4 | ストア業    |

(注) ( ) 内の数字は、当社の子会社の議決権を含めた比率であります。

- ④ 重要な組織再編等の状況

当社子会社である東武デリバリー(株)は、2017年7月1日付で警備輸送事業を会社分割により子会社であるデリバリーサービス(株)に承継させ、2017年7月3日付で同分割承継会社の全株式を総合警備保障(株)に譲渡いたしました。

(7) 主要な事業内容および事業所等

| 事業内容    |                | 主要な会社                          | 主要な事業所および事業施設等                                                 |
|---------|----------------|--------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 運輸事業    | 鉄道業            | 当 社                            | 本社（東京都墨田区）<br>営業キロ463.3km、旅客駅数204駅、車両数1,916両                   |
|         |                | 東武ステーションサービス(株)                | 本社（東京都墨田区）<br>受託駅数200駅                                         |
|         | バス・タクシー業       | 東武バスウエスト(株)                    | 本社（埼玉県さいたま市）<br>路線バス営業キロ1,344.1km、車両数309両                      |
|         |                | 朝日自動車(株)                       | 本社（埼玉県越谷市）<br>路線バス営業キロ768.5km<br>車両数タクシー118両・バス325両            |
|         | 貨物運送業          | 東武運輸(株)                        | 本社（埼玉県南埼玉郡宮代町）<br>車両数7両                                        |
| レジャー事業  | 遊園地・観光業        | 東武レジャー企画(株)                    | 本社（埼玉県南埼玉郡宮代町）<br>東武動物公園（埼玉県南埼玉郡宮代町）                           |
|         | スポーツ業          | 東武興業(株)                        | 本社（東京都墨田区）<br>東武藤が丘カントリー倶楽部（栃木県栃木市）<br>宮の森カントリー倶楽部（栃木県下都賀郡壬生町） |
|         | 旅行業            | 東武トップツアーズ(株)                   | 本社（東京都墨田区）<br>支店等173か所（国内165か所、国外8か所）                          |
|         | ホテル業           | 当 社                            | 当社本社（東京都墨田区）<br>(株)東武ホテルマネジメント本社（東京都墨田区）                       |
|         |                | (株)東武ホテルマネジメント                 | 東武ホテルレバント東京（東京都墨田区）<br>コートヤード・マリオット銀座東武ホテル（東京都中央区）             |
|         | 飲食業            | 東武食品サービス(株)                    | 本社（東京都豊島区）<br>飲食店等48店                                          |
| スカイツリー業 | 東武タワースカイツリー(株) | 本社（東京都墨田区）<br>東京スカイツリー（東京都墨田区） |                                                                |
| 不動産事業   | 不動産賃貸業         | 当 社                            | 本社（東京都墨田区）<br>柏駅ビル（千葉県柏市）<br>東武新越谷駅ビル（埼玉県越谷市）                  |
|         | 不動産分譲業         | 当 社                            | 本社（東京都墨田区）<br>埼玉県事務所（埼玉県久喜市）                                   |
|         | スカイツリー<br>タウン業 | 当 社                            | 本社（東京都墨田区）<br>東京ソラマチ（東京都墨田区）<br>東京スカイツリーイーストタワー（東京都墨田区）        |

| 事業内容  |      | 主要な会社         | 主要な事業所および事業施設等                                |
|-------|------|---------------|-----------------------------------------------|
| 流通事業  | 流通業  | (株)東武百貨店      | 本社（東京都豊島区）<br>池袋店（東京都豊島区）<br>船橋店（千葉県船橋市）      |
|       |      | (株)東武宇都宮百貨店   | 本社（栃木県宇都宮市）<br>宇都宮店（栃木県宇都宮市）<br>大田原店（栃木県大田原市） |
|       |      | 東武商事(株)       | 本社（東京都墨田区）<br>駅売店等75店                         |
| その他事業 | 建設業  | 東武建設(株)       | 本社（栃木県日光市）<br>東京支店（東京都墨田区）                    |
|       |      | 東武谷内田建設(株)    | 本社（東京都墨田区）<br>杉戸事務所（埼玉県南埼玉郡宮代町）               |
|       | その他業 | 東武ビルマネジメント(株) | 本社（東京都墨田区）<br>池袋事業所（東京都豊島区）                   |
|       |      | (株)東武エナジーサポート | 本社（東京都墨田区）                                    |

### (8) 従業員の状況

| 事業別名称  | 従業員数             | 前期末比増減        |
|--------|------------------|---------------|
| 運輸事業   | 9,824名〔 278名〕    | 302名減〔 196名減〕 |
| レジャー事業 | 4,122名〔 1,913名〕  | 25名増〔 49名増〕   |
| 不動産事業  | 303名〔 123名〕      | 21名増〔 9名減〕    |
| 流通事業   | 2,062名〔 1,888名〕  | 171名減〔 306名減〕 |
| その他事業  | 2,586名〔 2,886名〕  | 75名増〔 18名増〕   |
| 一般管理   | 274名〔 — 〕        | 9名増〔 — 〕      |
| 合計     | 19,171名〔 7,088名〕 | 343名減〔 444名減〕 |

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### (9) 主要な借入先

| 借入先           | 借入額     |
|---------------|---------|
| 株式会社日本政策投資銀行  | 171,544 |
| 株式会社みずほ銀行     | 87,872  |
| 三井住友信託銀行株式会社  | 75,875  |
| みずほ信託銀行株式会社   | 28,294  |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 28,171  |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 27,583  |
| 富国生命保険相互会社    | 15,744  |
| 日本生命保険相互会社    | 13,458  |
| 株式会社武蔵野銀行     | 10,228  |
| 明治安田生命保険相互会社  | 10,050  |

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日付で商号を株式会社三菱UFJ銀行に変更いたしました。

## 2. 会社の株式に関する事項（2018年3月31日現在）

- |                |                      |
|----------------|----------------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 400,000,000株         |
| (2) 発行済株式の総数   | 212,313,621株         |
| (3) 株主数        | 65,008名（前期末比2,324名減） |
| (4) 大株主（上位10名） |                      |

| 株主名                                           | 持株数<br>千株 | 持株比率<br>% |
|-----------------------------------------------|-----------|-----------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                       | 12,957    | 6.13      |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)                     | 9,278     | 4.39      |
| 富国生命保険相互会社                                    | 5,235     | 2.47      |
| STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 | 4,776     | 2.26      |
| 株式会社みずほ銀行                                     | 4,653     | 2.20      |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)                    | 4,083     | 1.93      |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行                                 | 3,504     | 1.65      |
| 日本生命保険相互会社                                    | 3,187     | 1.50      |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)                    | 3,025     | 1.43      |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)                    | 2,952     | 1.39      |

- (注) 1. 持株比率は自己株式（1,042,198株）を控除して計算しております。  
 2. 富国生命保険相互会社は、上記のほかに当社の株式1,164千株を退職給付信託として信託設定しており、その議決権行使の指図権は同社が留保しております。  
 3. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日付で商号を株式会社三菱UFJ銀行に変更いたしました。

### (5) その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は、2017年10月1日付で単元株式数の変更（1,000株から100株に変更）、株式併合（5株を1株に併合）および発行可能株式総数の変更（20億株から4億株に変更）を実施いたしました。
- ② 当社は、資本効率の向上および柔軟な資本政策の遂行により株主様への一層の利益還元をはかるため、会社法第165条第2項の規定による定款の定めにより、2017年10月31日開催の取締役会決議にもとづき、2017年11月1日から2018年2月6日の間、市場取引により、2,794,500株の自己株式を総額9,999百万円で取得いたしました。なお、取得した全株式につきましては、2018年2月28日開催の取締役会決議にもとづき、2018年3月9日に消却いたしました。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の状況（2018年3月31日現在）

| 地 位             | 氏 名                        | 担当および重要な兼職の状況                                                                                          |
|-----------------|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役<br>取締役社長  | ね づ よし ずみ<br>根 津 嘉 澄       | 東京急行電鉄株式会社社外取締役<br>株式会社松屋社外取締役<br>富国生命保険相互会社社外監査役                                                      |
| 代表取締役<br>取締役副社長 | つ の だ けん いち<br>角 田 建 一     | 社務総括<br>監理部・ホテル事業戦略部・システム開発部・グループ事業部・総務法務部・財務部・資産管理部・調査室担当                                             |
| 代表取締役<br>専務取締役  | まき の おさむ<br>牧 野 修          | 広報部・鉄道事業本部担当                                                                                           |
| 代表取締役<br>専務取締役  | いの もり しん じ<br>猪 森 信 二      | 社長補佐<br>株式会社東武ストア社外取締役                                                                                 |
| 代表取締役<br>専務取締役  | み わ ひろ あき<br>三 輪 裕 章       | 経営企画本部長<br>人事部担当<br>一般財団法人東武博物館理事長                                                                     |
| 常務取締役           | お じろ あき ひろ<br>小 代 晶 弘      | 生活サービス創造本部長                                                                                            |
| 常務取締役           | つ づき ゆたか<br>都 筑 豊          | 鉄道事業本部長                                                                                                |
| 常務取締役           | よこ た よし み<br>横 田 芳 美       | 経営企画本部副本部長                                                                                             |
| 常務取締役           | せき ぐち こう いち<br>関 口 幸 一     | 鉄道事業本部副本部長兼経営企画本部副本部長                                                                                  |
| 取 締 役           | おお くま やす よし<br>大 熊 康 義     | システム開発部長                                                                                               |
| 取 締 役           | お の であ とし あき<br>小野寺 とし 敏 明 | 総務法務部長兼調査室長                                                                                            |
| 取 締 役           | おお つか ひろ や<br>大 塚 博 哉      | 経営企画本部部長<br>株式会社東武ストア社外監査役                                                                             |
| 取 締 役           | こ び やま たかし<br>小檜山 隆        | ホテル事業戦略部長                                                                                              |
| 取 締 役           | やま もと つとむ<br>山 本 勉         | 財務部長                                                                                                   |
| 取 締 役           | や が さき のり こ<br>矢ヶ崎 さき のり 子 | 東洋大学国際観光学部国際観光学科准教授<br>日本貨物鉄道株式会社社外取締役                                                                 |
| 取 締 役           | の もと ひろ ふみ<br>野 本 弘 文      | 東京急行電鉄株式会社代表取締役社長社長執行役員<br>株式会社東急レクリエーション取締役<br>東急不動産ホールディングス株式会社取締役<br>東映株式会社社外取締役<br>株式会社ゆうちょ銀行社外取締役 |

| 地 位   | 氏 名                    | 担当および重要な兼職の状況                                                                               |
|-------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 常勤監査役 | なか じま なお たか<br>中 嶋 直 孝 |                                                                                             |
| 常勤監査役 | とよ だ いく お<br>豊 田 郁 夫   |                                                                                             |
| 監 査 役 | しょう だ おさむ<br>正 田 修     | 株式会社日清製粉グループ本社名誉会長相談役                                                                       |
| 監 査 役 | も ぎ ゆうざぶろう<br>茂 木 友三郎  | キッコーマン株式会社取締役名誉会長取締役会議長<br>カルビー株式会社社外取締役<br>株式会社オリエンタルランド社外取締役<br>株式会社フジ・メディア・ホールディングス社外監査役 |
| 監 査 役 | こ ばやし たかし<br>小 林 喬     | 富国生命保険相互会社相談役<br>株式会社松屋社外監査役                                                                |

- (注) 1. 取締役矢ヶ崎紀子氏および野本弘文氏は、社外取締役です。  
 2. 監査役正田 修氏、茂木友三郎氏および小林 喬氏は、社外監査役です。  
 3. 常勤監査役中嶋直孝氏は、当社の経理および財務部門において長年にわたる業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 役員の変動は、次のとおりです。  
 ・2017年4月1日、取締役矢ヶ崎紀子氏は東洋大学における改組により、同大学国際地域学部国際観光学科学科准教授から同大学国際観光学部国際観光学科学科准教授になりました。  
 ・2017年6月20日、取締役社長根津嘉澄氏は(株)ゆうちょ銀行社外取締役を退任いたしました。  
 ・2017年6月20日、取締役野本弘文氏は(株)ゆうちょ銀行社外取締役に就任いたしました。  
 ・2017年6月23日、取締役岩瀬 豊氏は任期満了により退任いたしました。  
 ・2017年6月23日、小檜山 隆氏は取締役に選任され就任し、取締役広報部長となり、山本 勉氏は取締役に選任され就任し、取締役財務部長となりました。  
 ・2017年6月23日、三輪裕章氏は常務取締役経営企画部・総務法務部・調査室・生活サービス創造本部担当から専務取締役経営企画部・総務法務部・調査室・生活サービス創造本部担当に、都筑豊氏は取締役鉄道事業本部長から常務取締役鉄道事業本部長に、横田芳美氏は取締役経営企画部長から常務取締役経営企画部長に、関口幸一氏は取締役鉄道事業本部副本部長から常務取締役鉄道事業本部副本部長になりました。  
 ・2017年6月23日、取締役社長根津嘉澄氏は丸紅(株)社外監査役を退任いたしました。  
 ・2017年7月1日、牧野 修氏は専務取締役広報部・人事部・鉄道事業本部担当から専務取締役総務法務部・広報部・調査室・鉄道事業本部担当に、猪森信二氏は専務取締役インバウンド戦略委員会・グループインバウンド情報発信室・ホテル戦略委員会・システム開発部・グループ事業部・財務部・資産管理部担当から専務取締役ホテル戦略部・システム開発部・グループ事業部・財務部・資産管理部担当に、小代晶弘氏は常務取締役生活サービス創造本部長兼ビル事業部長から常務取締役生活サービス創造本部長に、横田芳美氏は常務取締役経営企画部長から常務取締役経営企画本部副本部長に、関口幸一氏は常務取締役鉄道事業本部副本部長から常務取締役鉄道事業本部副本部長兼経営企画本部副本部長になりました。  
 ・2018年1月1日、角田建一氏は取締役副社長社務総括・監理部担当から取締役副社長社務総括・監理部・総務法務部・調査室担当に、牧野 修氏は専務取締役総務法務部・広報部・調査室・鉄道事業本部担当から専務取締役広報部・鉄道事業本部担当に、猪森信二氏は専務取締役ホテル戦略部・システム開発部・グループ事業部・財務部・資産管理部担当から専務取締役ホテル事業戦略部・システム開発部・グループ事業部・財務部・資産管理部担当に、小檜山 隆氏は取締役広報部長から取締役ホテル事業戦略部担当になりました。

- ・2018年2月1日、角田建一氏は取締役副社長社務総括・監理部・総務法務部・調査室担当から取締役副社長社務総括・監理部・ホテル事業戦略部・システム開発部・グループ事業部・総務法務部・財務部・資産管理部・調査室担当に、猪森信二氏は専務取締役ホテル事業戦略部・システム開発部・グループ事業部・財務部・資産管理部担当から専務取締役社長補佐に、大塚博哉氏は取締役グループ事業部長から取締役経営企画本部部長に、小檜山 隆氏は取締役ホテル事業戦略部担当から取締役ホテル事業戦略部長になりました。
  - ・2018年4月1日、取締役矢ヶ崎紀子氏は東洋大学国際観光学部国際観光学科准教授から同大学国際観光学部国際観光学科教授になりました。
  - ・2018年4月1日、取締役野本弘文氏は東京急行電鉄(株)代表取締役社長社長執行役員から同社代表取締役会長になりました。
5. 当社は、2018年4月1日に執行役員制度を導入いたしました。4月1日現在の取締役および執行役員の状況は次のとおりです。

| 地 位           | 氏 名    | 担 当                                                            |
|---------------|--------|----------------------------------------------------------------|
| 取締役社長社長執行役員   | 根津 嘉澄  |                                                                |
| 取締役副社長副社長執行役員 | 角田 建一  | 社務総括<br>監理部・ホテル事業戦略部・システム開発部・グループ事業部・総務法務部・広報部・財務部・資産管理部・調査室担当 |
| 専務取締役専務執行役員   | 牧野 修   | 鉄道事業本部担当                                                       |
| 専務取締役専務執行役員   | 猪森 信二  | 社長補佐                                                           |
| 専務取締役専務執行役員   | 三輪 裕章  | 経営企画本部長<br>人事部担当                                               |
| 常務取締役常務執行役員   | 小代 晶弘  | 生活サービス創造本部長                                                    |
| 常務取締役常務執行役員   | 都筑 豊   | 鉄道事業本部長                                                        |
| 常務取締役常務執行役員   | 横田 芳美  | 経営企画本部副本部長                                                     |
| 常務取締役常務執行役員   | 関口 幸一  | 鉄道事業本部副本部長兼経営企画本部副本部長                                          |
| 取締役執行役員       | 大熊 康義  | システム開発部長                                                       |
| 取締役執行役員       | 小野寺 敏明 | 総務法務部長兼調査室長<br>広報部担当                                           |
| 取締役執行役員       | 大塚 博哉  | 経営企画本部長                                                        |
| 取締役執行役員       | 小檜山 隆  | ホテル事業戦略部長<br>グループ事業部担当                                         |
| 取締役執行役員       | 山本 勉   | 財務部長<br>システム開発部・グループ事業部・資産管理部<br>担当                            |
| 執行役員          | 吉田 辰雄  | 資産管理部長                                                         |
| 執行役員          | 丸山 真人  | ホテル事業戦略部部長                                                     |
| 執行役員          | 丹羽 茂美  | グループ事業部部長                                                      |
| 執行役員          | 鈴木 熊野  | 経営企画本部長                                                        |



6. 会社法施行規則第124条第1項第1号および第2号にもとづき、当社社外役員の重要な兼職先と当社との関係について開示すべき事項は次のとおりであります。
- (1) 取締役矢ヶ崎紀子氏の重要な兼職先である日本貨物鉄道(株)と当社との間に車両輸送の取引があります。
- (2) 取締役野本弘文氏の重要な兼職先である東京急行電鉄(株)と当社との間に車両使用料の取引があります。また、同社は当社と同一の事業の部類に属する事業を行っております。
- (3) 監査役小林 喬氏の重要な兼職先である(株)松屋と当社との間に不動産賃貸の取引があります。
7. 当社は、取締役矢ヶ崎紀子氏および野本弘文氏ならびに監査役正田 修氏、茂木友三郎氏および小林 喬氏を東京証券取引所の定める独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
8. 当社と取締役矢ヶ崎紀子氏および野本弘文氏ならびに監査役中嶋直孝氏、豊田郁夫氏、正田 修氏、茂木友三郎氏および小林 喬氏は、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する責任限定契約を締結しております。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

| 区 分   | 支給人員 | 報酬等の額  |
|-------|------|--------|
| 取 締 役 | 17名  | 313百万円 |
| 監 査 役 | 5名   | 68百万円  |
| 合 計   | 22名  | 381百万円 |

- (注) 1. 上記には、2017年6月23日開催の第197期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2009年6月26日開催の第189期定時株主総会において年額400百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2012年6月28日開催の第192期定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。
4. 上記のうち、社外役員5名に対する報酬等の総額は42百万円であります。
5. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与を含む。）として、93百万円を支給しております。

## (3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況は、次のとおりであります。

### ① 取締役会および監査役会への出席の状況

|             | 取締役会（12回開催） |      | 監査役会（6回開催） |      |
|-------------|-------------|------|------------|------|
|             | 出席回数        | 出席率  | 出席回数       | 出席率  |
| 取締役 矢ヶ崎 紀子  | 12回         | 100% | —          | —    |
| 取締役 野 本 弘 文 | 10回         | 83%  | —          | —    |
| 監査役 正 田 修   | 12回         | 100% | 6回         | 100% |
| 監査役 茂 木 友三郎 | 10回         | 83%  | 5回         | 83%  |
| 監査役 小 林 喬   | 10回         | 83%  | 6回         | 100% |

② 取締役会および監査役会における発言の状況

各社外取締役は、業務執行を行う経営陣から独立した立場より質問、助言を適宜行っております。

各社外監査役は、取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を適宜行うとともに、監査に関する重要事項の協議や監査結果についての意見交換等を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                      | 支 払 額       |
|--------------------------------------|-------------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 144百万円 (注1) |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 238百万円      |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、過去の報酬実績、会計監査の職務遂行状況（従前の事業年度における職務遂行状況を含む。）および報酬見積りの算出根拠が適切であるか等を踏まえ、監査報酬の額について検討したところ、契約金額は妥当であると考えられるため、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレター作成業務および国際財務報告基準対応のアドバイザリー業務を委託し対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、株主総会に提出いたします。

## 6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

### (1) 当該体制についての取締役会決議の内容

- ① 当社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制  
当社は、役職員が法令および定款等を遵守して意思決定・業務執行を行うため、コンプライアンスに関する行動原則として「東武グループコンプライアンス基本方針」を制定するとともに、行動指針としてのコンプライアンス・マニュアルおよびコンプライアンスカードを作成のうえ全役職員に配付し、継続的に教育研修等を実施する。また、コンプライアンスの取り組みを社内横断的に統括する専門部署やコンプライアンスに関する通報・相談窓口の設置のほか、推進状況の監視機関である「コンプライアンス委員会」等の整備により、コンプライアンス経営体制を構築、推進する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
当社は、取締役の職務執行、意思決定に関する書類である取締役会議事録・稟議等の書類を法令および社内規程に基づき、適切に保存・管理する。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、事故、災害等に関する危機管理について、「危機管理規程」等を社内規則で定めるとともに、担当部署でマニュアル等を作成・配付する。また、危機管理を統括する組織として設置した「危機管理委員会」を定期的で開催し、危機に関する情報の共有化を図るほか、万一危機が発生した場合等、必要に応じて同委員会を開催し、その対応等を迅速に協議・実施する体制を構築する。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、「職務執行規程」等に基づいた権限と責任のもとに業務を執行する。また、定期的に取り締役会を開催し、経営に関する重要な事項について意思決定を行うとともに各取締役の業務執行状況を監督する。さらに、取締役会の機能を補完し経営効率を向上させるため、常務会を定期的で開催し、経営に関する重要な事項について審議するほか、事業運営等に関する重要な情報の共有化を図る。
- ⑤ 当社および子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社は、子会社等を統括管理する専門部署を設置し、グループ会社管理規程に基づき、子会社等の業務執行について、管理、支援を行い、子会社等における当社への報告体制、危機管理体制、業務執行の効率性を確保する体制を構築するとともに、内部監査部門が子会社等に対し監査を行い、グループガバナンスの一層の強化を図る。また、定期的に「東武グループコーポレート会議」の開催等により、グループ経営方針の伝達と子会社等の業務執行状況および経営情報の共有化を図り、子会社等と連携し、グループ全体でのコンプライアンス経営体制を構築する。さらに、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取

引法その他法令に基づき財務報告に係る業務の適正性を確保するための体制を整備するとともに有効性の評価、不備の改善を行う。

- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の当社の取締役からの独立性ならびに当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
当社は、専任の監査役スタッフを配置し、当社の監査役の指示に基づき監査役の職務の執行を補助する。また、当該監査役スタッフの人選・異動については、当社の監査役と協議のうえ行う。
- ⑦ 当社および子会社等の取締役および使用人等が当社の監査役に報告するための体制ならびに当社の監査役へ報告した者がその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社の監査役は、取締役会のほか、重要な業務執行事項に関し審議・報告を行う常務会等の社内会議に出席するとともに、稟議書その他の業務執行、意思決定に関する重要な文書を読覧し、必要に応じて当社の取締役または使用人にその説明を求める。さらに、当社の監査役は、「グループ常勤監査役会」の開催等により、子会社等における業務執行に関する報告を受けるとともに、内部監査部門が子会社等に対して実施した監査結果の報告を定期的に受ける。また、当社および子会社等は、内部通報体制を構築し、内部通報者に対する適切な取扱いを定める。
- ⑧ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し、監査に要する諸費用について、これを負担する。
- ⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
当社の監査役は「監査役監査基準」に準拠して策定した監査方針、監査計画により、定期的に監査役会を開催するほか、当社の取締役からの報告事項を定め、経営方針や会社の重要な課題等について、適宜、代表取締役と意見交換を行う。

なお、当社は、2018年3月28日開催の取締役会の決議により、2018年4月1日から前記

④、⑤および⑦を変更しております。変更後の内容は次のとおりであります。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、「職務執行規程」等に基づいた権限と責任のもとに業務を執行する。また、定期的に取締役会を開催し、「取締役会規則」に基づき経営に関する重要な事項について意思決定を行うとともに各取締役の業務執行状況を監督する。さらに、取締役会の機能を補完し経営効率を向上させるため、経営会議を定期的に開催し、取締役会から委譲された業務執行について審議するほか、事業運営等に関する重要な情報の共有化を図る。

- ⑤ 当社および子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社は、「職務執行規程」等に基づいた権限と責任のもとに業務を執行し、内部監査部門が各部署に対し監査を行うことで、業務の適正を確保するための体制を構築する。また、子会社等を統括管理する専門部署を設置し、グループ会社管理規程に基づき、子会社等の業務執行について、管理、支援を行い、子会社等における当社への報告体制、危機管理体制、業務執行の効率性を確保する体制を構築するとともに、グループ会社監査に関する規程に基づき、子会社等の監査役と連携し、情報共有・情報蓄積を図りながら、子会社等への監査およびその結果に対する改善指導を行い、グループガバナンスを一層強化する。そして、定期的に「東武グループコーポレート会議」の開催等により、グループ経営方針の伝達と子会社等の業務執行状況および経営情報の共有化を図り、子会社等と連携し、グループ全体でのコンプライアンス経営体制を構築する。さらに、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他法令に基づき財務報告に係る業務の適正性を確保するための体制を整備するとともに有効性の評価、不備の改善を行う。
- ⑦ 当社および子会社等の取締役および使用人等が当社の監査役に報告するための体制ならびに当社の監査役へ報告した者がその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社の監査役は、取締役会のほか、重要な業務執行事項に関し審議・報告を行う経営会議等の社内会議に出席するとともに、稟議書その他の業務執行、意思決定に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社の取締役または使用人にその説明を求め、内部監査部門が実施した監査についても報告を受ける。さらに、当社の監査役は、「グループ常勤監査役会」の開催等により、子会社等における業務執行に関する報告を受けるとともに、子会社等を統括管理する専門部署が子会社等の監査役の職務を補完・強化すべく、子会社等に対して実施した監査およびその結果に対する改善指導の報告を定期的に受ける。また、当社および子会社等は、内部通報体制を構築し、内部通報者に対する適切な取扱いを定める。

## (2) 当該体制の運用状況の概要

- ① コンプライアンスに関する取り組み  
当社およびグループ各社では、引き続き「東武グループコンプライアンス基本方針」を行動原則とし、各種教育研修等の実施によりコンプライアンスの周知徹底を図るとともに、公益通報者に対する適切な取り扱いを定め、グループ全体のコンプライアンス経営体制の整備、拡充につとめました。  
また、反社会的勢力排除に向け、「東武グループ連絡協議会」を開催し、グループ内において反社会的勢力に対する防備を固め、情報および対応策等を共有化する体制を継続いたしました。

② 危機管理に関する取り組み

平時の危機管理につきましては、「危機管理委員会」および同委員会への提言・報告機関である「危機管理ワーキング」をそれぞれ2回開催し、危機の予防と意識の高揚を図りました。

災害対策につきましては、災害発生時の全従業員等の状況を把握する安否確認システムの訓練を実施するとともに、鉄道事業における災害対策として、九都県市合同防災訓練、異常時総合訓練の実施等、各種災害対策訓練に積極的に取り組みました。

③ 安全対策についての取り組み

安全管理体制の維持・充実につきましては、毎月開催している「鉄道マネジメント会議」、「鉄道事故防止等安全推進委員会」等で各部の実施結果の確認および検証を行い、各施策の確実な実施を推進したほか、「現業と本社との意見交換会」や「安全巡回」等により、現業部門と本社部門間での意見交換、実作業および各種取り組みの確認を行いました。あわせて、安全監査を実施し鉄道事業本部各部の安全管理体制の仕組みが適切に運用されていることについて検証・評価・改善を行い、PDCAサイクルの実施状況を確認いたしました。

また、グループ各社の安全管理体制の向上を目的として「第7回東武グループ交通事業者安全推進連絡会」を開催し、各社の安全に関する取り組みの報告を行いました。

④ 業務執行の効率性向上および業務執行に係る情報の保存・管理に関する取り組み

取締役会につきましては12回開催し、経営に関する重要な事項について意思決定を行うとともに、各取締役の職務執行状況を監督して、その議事内容を議事録に記載し、適切に保存・管理しております。なお、取締役会の議案につきましては、審議に際し十分な検討を行うことができるよう、各役員に事前提供を行っております。

また、取締役会の機能を補完し経営効率を向上させるため、常務会を21回開催し、事業運営に関する重要な事項を審議いたしました。

さらに、2018年4月より執行役員制度を導入し、代表取締役の指揮監督のもと執行役員が取締役会での決定事項や日常の業務執行を行う体制とし、業務執行と取締役会の監督機能の分離を図ることといたしました。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための取り組み

グループ会社につきましては、グループ事業部が中心となり、日常的に各社の業務執行の指導、監督を行うとともに各社の経営者を対象とした「東武グループコーポレート会議」を2回開催し、グループ経営方針の徹底を図りました。また、当社およびグループ会社に対するモニタリング機能の強化、充実を図り、グループレベルでの内部統制システムの有効性を一層高めるため、監理部による内部監査およびグループ会社監査を実施いたしました。

なお、昨年発覚した子会社元役員等の不正行為につきましては、再発防止策の徹底に取

り組み、グループの内部統制強化につなげております。

また、財務報告に係る内部統制につきましては、その整備および運用状況評価を行い、改善を要する事項について業務プロセスの見直し等を指導し、改善措置の進捗状況や改善結果を確認いたしました。

さらに、東武グループとしてのさらなる内部統制強化を図ることを目的として、グループ各社の取締役役に就任した者を対象とした新任取締役研修を継続実施するとともに、監査役の役割・責務の再確認を目的として、グループ各社監査役を対象とした監査業務研修を実施いたしました。

⑥ 監査役監査の実効性を確保するための取り組み

監査役につきましては、取締役会、常務会、経営連絡会、沿線活性化連絡会、グループ会社決算説明会等の重要な会議に出席するほか重要な決裁書類等を閲覧し、内部統制の状況について監理部から監査結果の報告が行われたほか、取締役・各部長から聴取を行う等、情報を収集し、取締役の職務の執行、意思決定を監査いたしました。

また、年度の監査方針、監査計画に基づき、監査役会が6回開催されるとともに、監査役と代表取締役および会計監査人との意見交換が行われました。さらに、グループ常勤監査役会が4回開催され、グループ会社の監査役からの報告が行われたほか、グループ会社の取締役・使用人等やグループ事業部、監理部から、重要事項や監査結果その他の情報について、適宜報告が行われました。あわせて、当社の内部通報について監査役に報告するとともに、グループ会社における内部通報につきましても、当該グループ会社またはグループ事業部から適宜監査役へ報告を行う体制が整備されております。

なお、監査役の指示に基づき監査役の職務の執行を補助する専任のスタッフ2名を配置し、その活動に要する費用を負担しております。

# 連結貸借対照表

(2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |                  | 負 債 純 資 産 の 部  |                  |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>  |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>145,114</b>   | <b>流動負債</b>    | <b>350,379</b>   |
| 現金及び預金          | 25,168           | 支払手形及び買掛金      | 40,270           |
| 受取手形及び売掛金       | 60,615           | 短期借入金          | 54,386           |
| 短期貸付金           | 1,245            | 1年内返済予定の長期借入金  | 58,476           |
| 有価証券            | 115              | 1年内償還予定の社債     | 20,000           |
| 分譲土地建物          | 28,327           | 未払消費税等         | 6,152            |
| 前払費用            | 2,416            | 未払法人税等         | 2,687            |
| 繰延税金資産          | 3,853            | 前受金            | 14,046           |
| その他の他           | 23,574           | 賞与引当金          | 69,806           |
| 貸倒引当金           | △202             | 商品券等回収損失引当金    | 2,756            |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,474,150</b> | 資産除去債          | 4,356            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>1,340,683</b> | その他            | 138              |
| 建物及び構築物(純額)     | 546,158          | <b>固定負債</b>    | <b>808,302</b>   |
| 機械装置及び運搬具(純額)   | 81,383           | 社債             | 137,400          |
| 土地              | 636,052          | 長期借入金          | 495,902          |
| 建設仮勘定           | 62,279           | 鉄道・運輸機構長期未払金   | 20,643           |
| その他の(純額)        | 14,809           | 繰延税金負債         | 14,775           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>17,726</b>    | 再評価に係る繰延税金負債   | 50,395           |
| 公共施設負担金         | 1,450            | 役員退職慰労引当金      | 736              |
| その他             | 16,276           | 退職給付に係る負債      | 49,077           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>115,741</b>   | 資産除去債          | 2,512            |
| 投資有価証券          | 83,644           | その他            | 36,858           |
| 長期貸付金           | 892              | <b>負債合計</b>    | <b>1,158,681</b> |
| 破産更生債権等         | 979              | <b>(純資産の部)</b> |                  |
| 退職給付に係る資産       | 2,247            | 株主資本           | 369,634          |
| 繰延税金資産          | 7,408            | 資本剰余金          | 102,135          |
| その他の他           | 22,818           | 利益剰余金          | 61,948           |
| 貸倒引当金           | △2,249           | 自己株式           | 208,973          |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,619,264</b> | その他の包括利益累計額    | △3,423           |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金   | 77,352           |
|                 |                  | 土地再評価差額金       | 27,554           |
|                 |                  | 為替換算調整勘定       | 46,820           |
|                 |                  | 退職給付に係る調整累計額   | 85               |
|                 |                  | 非支配株主持分        | 2,892            |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>   | <b>460,582</b>   |
|                 |                  | <b>負債純資産合計</b> | <b>1,619,264</b> |



# 連結損益計算書

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額     |         |
|-----------------|---------|---------|
| 営業収益            |         | 569,519 |
| 営業費用            |         |         |
| 運輸業等営業費及び売上原価   | 396,575 |         |
| 販売費及び一般管理費      | 106,298 | 502,874 |
| 営業外収益           |         | 66,645  |
| 受取利息            | 29      |         |
| 受取配当金           | 1,507   |         |
| 少額工事負担金等受入額     | 636     |         |
| 保険配当金           | 492     |         |
| 持分法による投資利益      | 202     |         |
| その他             | 1,999   | 4,868   |
| 営業外費用           |         |         |
| 支払利息            | 7,093   |         |
| その他             | 2,134   | 9,228   |
| 経常利益            |         | 62,286  |
| 特別利益            |         |         |
| 工事負担金等受入額       | 2,674   |         |
| 投資有価証券売却益       | 3,856   |         |
| 契約の精算           | 3,456   |         |
| その他             | 1,002   | 10,989  |
| 特別損失            |         |         |
| 固定資産除却損         | 11,170  |         |
| 固定資産圧縮損         | 2,674   |         |
| その他             | 1,960   | 15,805  |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 57,470  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 21,871  |         |
| 法人税等調整額         | △1,540  | 20,331  |
| 当期純利益           |         | 37,139  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |         | 1,114   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 36,025  |

# 貸借対照表

(2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部        |                  | 負 債 純 資 産 の 部           |                  |
|----------------|------------------|-------------------------|------------------|
| 科 目            | 金 額              | 科 目                     | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b> | <b>61,363</b>    | <b>流 動 負 債</b>          | <b>383,328</b>   |
| 現金及び預金         | 5,794            | 短期借入金                   | 187,212          |
| 未収運賃           | 9,459            | 1年内返済予定の長期借入金           | 55,001           |
| 未収金            | 7,620            | 1年内償還予定の社債              | 20,000           |
| 未収収益           | 162              | 未払費用                    | 41,654           |
| 短期貸付金          | 2,544            | 未払消費税等                  | 3,389            |
| 有価証券           | 115              | 未払法人税等                  | 601              |
| 分譲土地建物         | 27,102           | 未払り連                    | 9,138            |
| 貯蔵品            | 3,351            | 預り運賃                    | 2,992            |
| 前払費用           | 1,141            | 前受                      | 21,781           |
| 繰延税金資産         | 888              | 前受収                     | 7,294            |
| その他            | 3,238            | 前受収債                    | 32,030           |
| 貸倒引当金          | △56              | 資産除                     | 1,907            |
| <b>固 定 資 産</b> | <b>1,451,646</b> | の                       | 137              |
| 鉄道事業固定資産       | 763,354          | 固 定 負 債                 | 187              |
| 開発事業固定資産       | 350,916          | 社                       | <b>764,748</b>   |
| 各事業関連固定資産      | 14,934           | 長 期 借 入                 | 139,000          |
| 建設仮勘定          | 61,078           | 長 期 未 払                 | 486,461          |
| 投資その他の資産       | 261,362          | 繰 延 税 金 負               | 22,260           |
| 関係会社株式         | 179,846          | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負   | 2,472            |
| 投資有価証券         | 64,122           | 退 職 給 付 引 当 金           | 49,357           |
| 長期貸付金          | 6,761            | 関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金   | 35,754           |
| その他            | 11,839           | 資 産 除 去 債               | 3,915            |
| 貸倒引当金          | △1,208           | そ の                     | 2,512            |
| <b>資 産 合 計</b> | <b>1,513,010</b> | の                       | 23,013           |
|                |                  | 負 債 合 計                 | <b>1,148,077</b> |
|                |                  | (純資産の部)                 |                  |
|                |                  | 株 主 資 本                 | 294,589          |
|                |                  | 資 本 金                   | 102,135          |
|                |                  | 資 本 剰 余 金               | 61,383           |
|                |                  | 資 本 準 備 金               | 52,511           |
|                |                  | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 8,871            |
|                |                  | 利 益 剰 余 金               | <b>134,494</b>   |
|                |                  | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 134,494          |
|                |                  | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 134,494          |
|                |                  | 自 己 株                   | △3,423           |
|                |                  | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | <b>70,343</b>    |
|                |                  | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 22,331           |
|                |                  | 土 地 再 評 価 差 額 金         | 48,011           |
|                |                  | 純 資 産 合 計               | <b>364,933</b>   |
|                |                  | 負 債 純 資 産 合 計           | <b>1,513,010</b> |

# 損益計算書

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目  |     | 金 額     |               |
|------|-----|---------|---------------|
| 鉄道事業 | 業収  | 163,291 |               |
| 営営営  | 業業  | 125,688 |               |
| 開発事業 | 業業  |         | 37,602        |
| 営営営  | 業業  | 59,065  |               |
| 営営営  | 業業  | 46,499  |               |
| 全営   | 事業外 |         | 12,565        |
| 営    | 業外  |         | <b>50,167</b> |
| 受工保  | 取負  | 1,424   |               |
| そ    | 担   | 636     |               |
|      | 配   | 477     |               |
|      | 配   | 857     | 3,396         |
| 営    | 業外  |         |               |
| 支社   | 払債  | 6,671   |               |
| そ    | の   | 1,440   |               |
|      | の   | 1,362   | 9,474         |
| 経特   | 常別  |         | <b>44,089</b> |
| 契工   | 約負  | 3,456   |               |
| そ    | 担   | 2,465   |               |
|      | の   | 573     | 6,494         |
| 特    | 別   |         |               |
| 固固   | 定定  | 9,992   |               |
| そ    | 資資  | 2,465   |               |
|      | の   | 1,006   | 13,464        |
| 税引   | 前   |         | <b>37,119</b> |
| 法人   | 税   | 14,118  |               |
| 法人   | 税   | △101    | 14,017        |
| 当    | 期   |         | <b>23,102</b> |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2018年5月15日

東武鉄道株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

|                    |       |       |   |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 柳澤 秀樹 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 細矢 聡  | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 富樫 高宏 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東武鉄道株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東武鉄道株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

## 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2018年5月15日

東武鉄道株式会社  
取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

|                    |       |       |   |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 柳澤 秀樹 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 細矢 聡  | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 富樫 高宏 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東武鉄道株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第198期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第198期事業年度の取締役の職務の執行に關して、各監査役が作成した監査報告書にもとづき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ア 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - イ 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議にもとづき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ウ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組み（会社の支配に関する基本方針）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - エ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法にもとづき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

#### 2 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ア 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- イ 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ウ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、子会社元役員等の不正行為につきましても、再発防止策の徹底によるグループの内部統制強化の状況を引き続き監視、検証してまいります。
- エ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果  
 会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
 会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

以 上

2018年5月16日

## 東武鉄道株式会社 監査役会

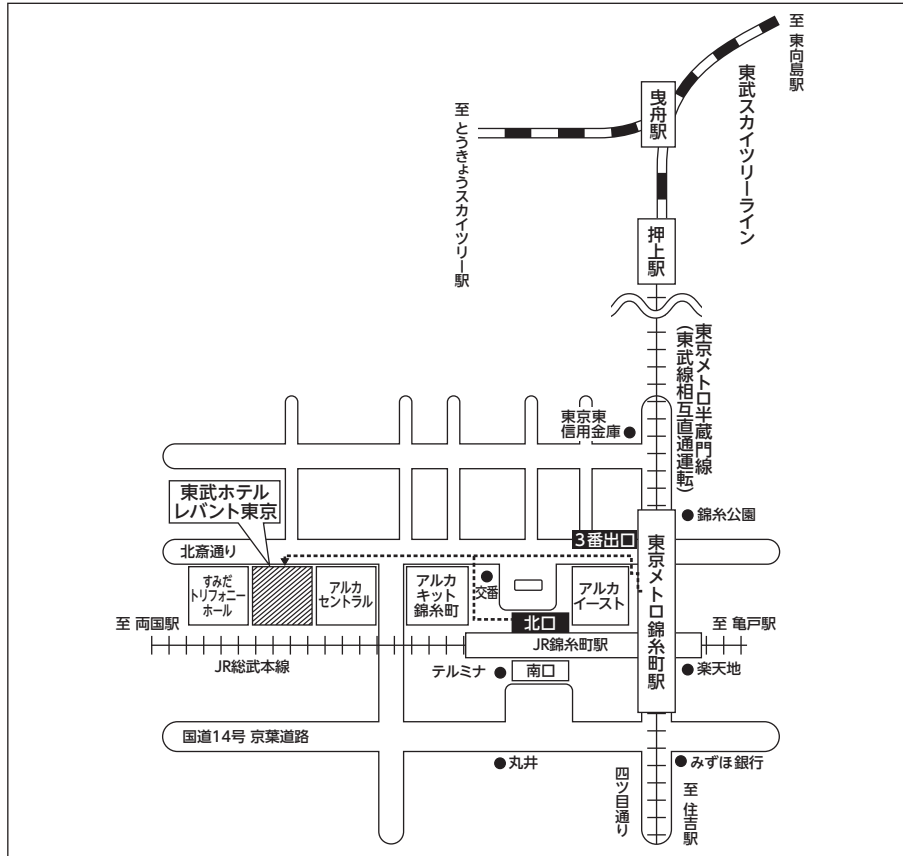
|       |         |   |
|-------|---------|---|
| 常勤監査役 | 中 嶋 直 孝 | Ⓔ |
| 常勤監査役 | 豊 田 郁 夫 | Ⓔ |
| 社外監査役 | 正 田 修   | Ⓔ |
| 社外監査役 | 茂 木 友三郎 | Ⓔ |
| 社外監査役 | 小 林 喬   | Ⓔ |

以 上

※ 「東京スカイツリー」、「スカイツリー」、「東京スカイツリータウン」、「東京スカイツリーイーストタワー」および「スカイツリーライン」は、東武鉄道株式会社および東武タワースカイツリー株式会社の登録商標です。また、「東京ソラマチ」は、東武鉄道株式会社の登録商標です。

# 株主総会会場ご案内図

東京都墨田区錦糸一丁目2番2号  
東武ホテルレバント東京 4階 錦



- ・東京メトロ半蔵門線（東武線相互直通運転）錦糸町駅下車 3番出口より徒歩3分  
（東京メトロ半蔵門線 押上駅～錦糸町駅間では、当社株主優待乗車証をご利用できませんので、別途運賃をお支払いください。）
- ・JR総武本線 錦糸町駅下車 北口より徒歩3分

株主総会ご出席の株主様へのお土産および乗車券はご用意しておりません。  
なにとぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

